

安全・安心な島根づくり活動支援助成金交付要綱 (災害防止及び災害復旧活動支援助成金)

(目的)

第1条 安全・安心な島根づくり活動支援助成金は、島根県内の土木技術者等からなる民間団体が実施する危険箇所の点検、災害防止施設の点検、災害時の復旧工事への支援などの活動に対して助成を行うことにより、災害に強い県土づくりに資することを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 交付対象団体は民間団体で次の要件を満たす団体とする。

- (1) 主として土木技術者で組織化されていること。
- (2) 営利を目的としていないこと。
- (3) 規約、活動計画等により継続して活動していること。

(交付対象事業)

第3条 交付対象事業は、建設技術の知識と経験を生かし、災害を未然に防ぐ活動、復旧事業への支援、防災意識の啓発活動等の次に掲げる事業とする。

- (1) 行政の支援要請を受けて行う点検活動、災害復旧援助活動
- (2) 災害防止のための啓発・広報活動
- (3) 災害防止、災害復旧のための研修活動
- (4) 地域住民等と連携した災害防止、災害復旧活動
- (5) その他災害防止及び災害復旧支援と認められる活動

(事業の選考及び選考委員会)

第4条 助成金交付事業は、安全・安心な島根づくり活動支援助成金選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において選考する。

2 選考委員会は、理事長及び理事長が委嘱する者をもって組織する。

(助成金)

第5条 助成金は一事業について50万円を上限とする。

2 助成金は予算の範囲内で交付する。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、事業の実施に直接必要な経費のうち下記に掲げるものとする。なお、飲食費は対象としない。

- (1) 交通費、旅費（日当、宿泊費及び車輛借上料は除く。）
- (2) 備品、機器、書籍、消耗品等の購入費
- (3) 会議室等の賃借料
- (4) 配付資料、報告書等の印刷費
- (5) 電話料金、郵便料金、宅配費等の通信運搬費
- (6) 保険料
- (7) その他選考委員会が適当と判断した経費

(助成金交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに助成金交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

2 前項の場合、一の者につき一の申請書とする。

(助成金交付決定)

第8条 選考委員会において適当と認められた助成金交付事業については、助成金の額を決定し通知する。

(助成金確定請求)

第9条 前条の通知を受けた交付決定団体が助成金の交付を受けようとする場合は、事業完了後1か月以内に確定請求書(様式第2号)を提出するものとする。ただし、事業完了後に前条の通知を受けた場合は、当該通知の日から1か月以内に提出するものとする。

(事業実施報告)

第10条 前条の助成金確定請求書を提出する場合は、事業実施報告書(様式第3号)を併せて提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 第9条の規定により助成金確定請求書の提出があった場合は、決定額の範囲内で助成金の額を確定し通知する。

(関係書類の保存)

第12条 交付決定団体は、助成金交付事業の収支に係る帳簿等の関係書類を整備し、事業完了後5年間これを保管しなければならない。

(附則)

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年7月20日から施行する。